岩美町水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第２６条の規定に基づき、岩美町水産多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、漁業者や町民等が取り組む岩美町沿岸域における藻場の造成等の実践活動を支援し、町民参加により豊かな岩美町沿岸域環境の維持、向上を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に１５／１００を乗じた額（ただし、同表の第４欄に掲げる額の範囲内の額）以下とする。

（交付申請の時期等）

第４条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を実施する日の２０日前までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から２０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（承認を要しない変更等）

第７条　規則第１０条第１項の町長の定める軽微な変更は、補助対象経費の増額以外の変更とし、変更承認を要しないものとする。

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第８条　規則第１７条の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）補助事業の完了の日から３０日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日。

（２）補助事業の中止若しくは廃止の日から２０日を経過する日。

２　規則第１７条の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（雑則）

第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

　　 附　則

　この要綱は平成２８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １補助事業 | ２事業実施主体 | ３補助対象経費 | ４上限額 |
| 鳥取県水産多面的機能発揮対策事業 | 水産多面的機能発揮対策事業実施要領（平成２５年５月１６日２５水港第１２４号農林水産事務次官依命通知）第６により設置した地域協議会 | 地域協議会が対象活動組織に対し本事業を実施するために交付する経費。  ただし、水産多面的機能発揮対策事業交付金実施要領の運用（平成２５年５月１６日付け２５水港第１２５号水産庁長官通知。以下「国運用」という。）別表１の１（環境・生態系保全）に掲げる活動内容に限る。 | 国運用別表２のⅠの１により定められた国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価に１５／１００を乗じた額。 |

様式第１号（第４条、第１１条関係）

平成　　年度岩美町水産多面的機能発揮対策事業計画（報告）書

１　事業の目的

２　事業主体

３　事業内容

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動項目 | 事業費  （A） | 上限額  （B) | 交付額  （（A)に１５／１００を乗じた額及び（B)の内いずれか低い方の額） |
| 藻場の保全 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

４　事業完了（予定）年月日

平成　　年　　月　　日

５　他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

６　添付書類

（１）国へ提出した水産多面的機能発揮対策交付金の交付申請書（実績報告書）の写し

様式第２号（第４条、第１１条関係）

平成　　年度岩美町水産多面的機能発揮対策事業収支予算書（又は決算書）

１　収入

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 本年度予算額  （本年度決算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 備考 |
| 町補助金 |  |  |  |
| 国・県費 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

２　支出

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 本年度予算額  （本年度決算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 備考 |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

様式第３号（第５条関係）

番　　　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

岩美町長

平成　　年度岩美町水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付第　　　号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町水産多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

本補助金の補助事業の内容は、…………………とする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　　金　　　　　　　円

（２）交付決定額　　金　　　　　　　円

３　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。